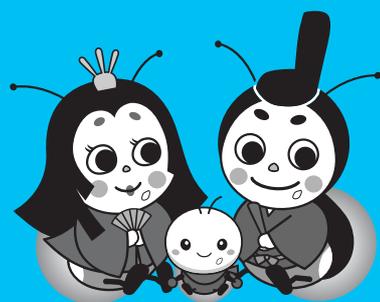


確定申告のおしらせ

所得税・市県民税の申告は 3月15日までに



確定申告を必要とする方

◆事業をしている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで平成23年中の所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超えるとき。

◆サラリーマンの方

- ①給与の年収が2,000万円を超える場合。
- ②給与所得者で、給与所得や退職所得以外の各種の所得（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える場合。
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされた主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える場合。

◆公的年金等を受給している方

- ①公的年金等の収入金額（2か所以上ある場合はその合計額）が400万円を超える場合。
- ②年金所得者で公的年金等に係る雑所得以外の「所得の合計金額」が20万円を超える場合。

年金所得者の申告手続きが簡素化されました

平成23年分の確定申告から、年金所得者の申告手続きが右の要件に該当する方以外は、確定申告書の提出が不要になりました。

- *この要件に該当しない場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。
- *この要件に該当しない場合でも、市県民税の申告は必要です。



市県民税の申告について

(申告期限3月15日)

平成24年1月1日現在、市内に住所を有する方は、原則として申告書を提出しなければなりません。ただし、次に掲げる方は申告義務が免除されたり、申告書を提出したものとみなされます。

- 勤務先から米原市へ給与支払報告書が提出されていて、給与所得以外の所得を有しない方。
- 公的年金等の支払いを受けていて、公的年金等に係る所得以外の所得を有しない方。
- 前年分の所得税について、確定申告書を提出した方。

また、市県民税申告は、国民健康保険税と介護保険料の申告も兼ねています。被保険者の方は、所得がない場合でも必ず申告してください。

みなさんの申告を
スムーズに受け付けるために

「収支内訳書」や
「医療費の明細書」は
あらかじめ作成を

・農業所得、営業等所得、不動産所得の申告をされる方は、収入金額の明細や支払いの領収書等から収支計算を行い、「収支内訳書」を作成してお越しくください。

・医療費控除の申告をされる方は、あらかじめ、治療を受けた人ごと、または医療機関ごとに支払った医療費を集計し、「医療費の明細書」を記入してお越しくください。様式は各庁舎にあります。

次に該当する方は
必ず長浜税務署で申告を

- ・青色申告をする方
- ・土地、建物、株式等の譲渡所得がある方
- ・新たに住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・先物取引に係る所得がある方
- ・山林所得がある方
- ・白色申告をする事業者の方(収支内訳書の作成について)

長浜税務署 ☎021-6144

給与所得者のみなさんへ あなたの確定申告をサポート

国税庁では、ホームページに「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。ぜひご利用ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、「医療費控除」と「住宅ローン控除」の還付申告の手続きについて詳しく説明しています。また、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へ、すぐにアクセスできます。



■とても便利な 「確定申告書等作成コーナー」

申告書の作成の際、「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税額などが自動計算できるほか、プリントアウトして郵送などで申告書を提出することもでき、とても便利です。



さらに、**e-Tax (国税電子申告・納税システム)**を利用して所得税の確定申告をすると、こんなにいいことがあります。

ネットで申告
おうちで作成



- ①最高4,000円の税額控除（平成19年分から22年分まで当控除を受けた方は受けられません）
- ②添付書類の提出省略
- ③還付がスピーディー
- ④24時間受付

「e-Tax」に必要な手続きは、次ページをご確認ください。



申告相談日程について

今年の申告相談については、次の日程で受け付けます。学区ごとに相談日と会場が決まっていますので、できるだけ指定された相談会場にお越しください。

また、相談会場は混み合うことがありますので、時間に余裕をもつてご来場ください。受付時間はいずれも9時から16時までです。

対象学区等	相談会場	相談日 (受付時間 9時～16時)
旧山東東学区	山東庁舎	2月16日(木)、3月 6日(火)
旧山東西学区	山東庁舎	2月17日(金)、2月20日(月) 3月 6日(火)
柏原学区	山東庁舎	2月21日(火)、2月22日(水) 3月 7日(水)、3月 8日(木)
大原学区	山東庁舎	2月23日(木)、2月24日(金) 3月 9日(金)
春照学区	ジョイいぶき	2月27日(月)、3月 1日(木) 3月 2日(金)、3月 5日(月)
伊吹学区	ジョイいぶき	2月28日(火)、2月29日(水)
東草野学区	ジョイいぶき	2月29日(水)、3月 2日(金)
旧米原学区	米原庁舎	2月16日(木)、2月21日(火) 3月 5日(月)、3月 6日(火)
旧入江学区	米原庁舎	2月17日(金)、2月20日(月) 3月 7日(水)
息郷学区	近江庁舎	2月22日(水)、3月 2日(金)
	米原庁舎	3月 8日(木)
醒井学区	近江庁舎	2月22日(水)、3月 2日(金)
	米原庁舎	3月 8日(木)
息長学区	近江庁舎	2月23日(木)、2月24日(金) 2月29日(水)、3月 9日(金)
坂田学区	近江庁舎	2月27日(月)、2月28日(火) 3月 1日(木)、3月 9日(金)
全学区	近江庁舎	3月12日(月)、3月13日(火) 3月14日(水)、3月15日(木)

* 旧山東東学区…長岡、万願寺、西山

* 旧山東西学区…志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷、加勢野

* 旧米原学区…梅ヶ原、米原、米原西、下多良、中多良、上多良、多良、入江、賀日山

* 旧入江学区…朝妻、筑摩、磯（磯北、磯中、磯元、磯南）

お問い合わせ 市民部 税務課（近江庁舎）

☎52-1556 ☎52-8730